

公益財団法人青森学術文化振興財団コンプライアンスに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての役員及び職員（以下、「役職員」という）が法令等を遵守し、公正かつ適切な事業活動を行うことを目的とする。

(基本方針)

第2条 当財団の役職員は、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

2 この規程における「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

3 この規程における「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（関連する告示、通知を含む。）、定款及び各種規程等明確にされたものをいう。

(役職員等の責務)

第3条 当財団の役職員は、事業活動が社会からの信頼の上に成り立っていることを自覚するとともに、自らが事業活動の一端を担っていることを深く認識し、常に切実に判断し、行動する責務を有する。

(私的利益の禁止)

第4条 当財団の役職員は、公益事業活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第5条 当財団の役職員は、その職務の執行に際し、当財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行い、適切に対応しなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 当財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務諸表等を開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(秘密を守る義務)

第7条 当財団の役職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退任後等も同様とする。

(個人情報の保護)

第8条 当財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第9条 当財団の役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(内部通報等)

第10条 コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに当財団事務局へ報告しなければならない。

2 当財団事務局は、前項の報告又は内部通報等でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を理事長に報告するとともに、事実関係の調査を行わなければならない。

(コンプライアンスのための教育)

第11条 当財団は、コンプライアンス態勢を徹底するため、コンプライアンスに関する研修を行わなければならない。

(規程遵守の監視)

第12条 当財団は、必要があるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置しこの規程の遵守状況を監視しなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。